

様

健康保険組合

柔道整復施術療養費に関するご通知

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は当健康保険組合の事業運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

健康保険組合では、健康保険法ならびに組合規定に従い、保険給付の適正化を図るとともに皆様の健康保険料を適切に使うために施術内容、負傷原因についての調査を行っておりますのでご協力をお願いいたします。

この度、様がご利用された平成22年12月から平成24年12月施術分として申請された柔道整復療養費支給申請書について当健康保険組合で内容審査を行ったところ、同一の負傷に対し過度に長期の施術を受けている、或いは、初検・治療を繰り返して長期間の施術を受けていることが確認されました。

当健康保険組合といたしましては、何らかの原因が伴う外傷性の捻挫、打撲、挫傷と骨折・脱臼の応急処置（2回目以降は医師の同意が必要）は、健康保険適用となりますが、長期に亘りパターン化された部位への施術であり且つ治療が見込めないと判断された場合、改めて医師の診断の下、慢性疾患による療養費の新たな適用を検討すべきかと考えます。 (ア)

今後、整骨院・接骨院での治療に保険適用を希望される場合、 様が負傷された箇所を整形外科等の医師による診断をお受けいただくか、又は療養費での施術を継続する必要性及び理由等を書面にてご提出いただき、その内容を確認の上、今後の療養費の給付を検討させていただきます。 (イ)

尚、医師の受診や整骨院・接骨院での施術理由等の文書の提出がなく、整骨院・接骨院での施術を継続された場合、「治療する見込みのない長期間かつ漫然とした施術」との判断により、当該施術への支払いは自費でご対応いただくことがある旨、ご了承下さいますようご通知させていただきます。

また、裏面に掲載の「柔道整復施術療養費のご利用に関する注意事項」をご覧ください。

この度の通知に関するご質問等ございましたら、下記お問合せ窓口までご連絡ください。

お問合せ窓口： 健康保険組合

T E L :